# きむら訪問看護ステーションミモザ運営規程

（事業の目的）

第一条 医療法人ピー・エイチ・イー（以下「事業者」という。）が開設するきむら訪問看護ステーションミモザ（以下「訪問看護ステーション」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問看護ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護事業・介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という。）の必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

２．この事業は介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律、医療法、健康保険法等の基本理念に基づき、疾病又は負傷等により要介護状態になった場合において、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を目指すことを目的に当事業所の看護師等が訪問して看護を提供する。

（運営の方針）

第二条 訪問看護事業の実施にあたっては関係市町、地域の保健、医療、福祉サービス関連機関との連携をはかり協力と理解のもとに適切な運営をはかるものとする。

２．事業者は運営会議を設置し事業の運営上必要な事項を適時協議する。

（事業所の名称等）

第三条 訪問看護事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

（ア）名称：きむら訪問看護ステーションミモザ

（イ）所在地：広島県廿日市市阿品台四丁目21番14号

（職員の職種、員数、職務内容）

第四条 きむら訪問看護ステーションミモザに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者：看護師１名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）訪問看護師：看護師又は准看護師常勤換算2.5名以上。訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。（内、常勤１名以上）

（３）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：４名（常勤４名）で行う。適当数※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

（営業日及び営業時間）

第五条 きむら訪問看護ステーションミモザの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）営業日：月曜から金曜日までとする。ただし国民の祝日、８月13日から８月16日、12月29日から１月３日までを除く。

（２）営業時間：午前８時30分から午後５時30分までとする。

（３）勤務体制は通常の営業時間内とするが24時間体制の待機制として利用者やその家族の要請があれば何時でも訪問看護できる体制とする。

（通常の事業の実施地域）

第六条

通常の事業の実施地域は廿日市市内（宮島地区、浅原・栗栖・飯山・中道・虫所山地区、吉和地区を除く）とする。

（訪問看護の提供方法）

第七条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

利用者がかかりつけ医に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

（訪問看護の内容）

第八条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

（１）症状、障害、全身状態の観察

（２）身体の清潔の保持

（３）褥創の処置及び予防

（４）食事の援助

（５）排泄の援助

（６）機能訓練及び援助

（７）ターミナルケア

（８）カテーテル等の管理及び交換

（９）療養生活や介護方法の指導

（10）その他医師の指示による医療的処置

（利用料）

＜介護保険の場合＞

第九条 指定訪問看護を提供した際にはその利用者から利用料の一部として介護保険の法定利用料に基づく金額を請求し受領する。介護保険外のサービスとなる場合は利用者の同意を得て全額自己負担とする。交通費は通常の事業の実施地域を越えた地点から路程１kmあたり20円（税別）を実費として徴収する。

（費用の額は別紙（様式１）に記載）

＜医療保険の場合＞

第十条 高齢者の医療の確保に関する法律、医療法、健康保険法に相当する指定訪問看護を提供した場合は基本利用料として国が規定する費用の額を請求し受領する。その他の利用料として休日、時間外、交通費等に係わる当該事業所が規定する費用は説明の上同意を得て請求し受領する。（費用の額は別紙（様式２）に記載）

（利用料の請求・支払方法）

第十一条 利用料は利用月毎の合計金額を翌月訪問時に請求する。支払方法は現金支払い、若しくは指定口座への振り込みとする。また、正当な理由がないにもかかわらず、利用月から２カ月以上遅延し、さらに支払の督促の14日以内に支払が無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分を徴収する。

（緊急時における対応方法）

第十二条 看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う。主治医の連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講ずる。

２．看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに主治医、管理者、家族に報告する。

３．管理者は内容により事業者に速やかに報告する。

（契約書）

第十三条 訪問看護を開始するにあたりあらかじめ利用者や家族に対しその趣旨の理解を得ておくと同時に当事業所の居宅サービス契約書２部作成し１部は利用者、１部は当事業所が保管する。

（事故発生時の対応）

第十四条 看護師等が訪問看護の提供により事故が発生した場合は速やかに主治医、利用者の家族、管理者、市町、利用者の係わる居宅介護支援事業所に連絡するとともに迅速に必要な処置を講じる。

２．利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理）

第十五条

当事業所は利用者やその家族からの相談窓口を設置し、マニュアルに沿っていつでも対応できる体制をとっておく。

２．当事業所は提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に迅速、適切に対応する。また市町、広島県国民健康保険団体連合会からの照会や調査に協力するとともに、指導助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行う。

（個人情報の取り扱いについて）

第十六条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

２．事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第十七条 虐待の発生または再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（１）虐待の防止のための対策を検討する会議（テレビ電話装置などの活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

（４）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

２．事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第十八条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

２．事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。

３．事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第十九条 訪問看護ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、又、勤務体制を整備する。

２．職員は業務上知り得た秘密を保持する。

３．サービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書をもって同意を得る。

４．利用者は、当事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧並びに複写物の交付を請求することができる。

附 則

この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は医療法人ピー・エイチ・イーと協議して定める。

○この規程は令和２年６月１日から施行とする。
○この規程は令和２年７月１日から施行とする。
○この規程は令和２年９月１日から施行とする。
○この規程は令和３年１月21日から施行とする。
○この規程は令和３年６月１日から施行とする。
○この規程は令和３年６月21日から施行とする。
○この規程は令和３年７月12日から施行とする。
○この規程は令和３年11月１日から施行とする。
○この規程は令和４年６月１日から施行とする。
○この規程は令和４年９月１日から施行とする。
○この規程は令和４年11月１日から施行とする。
○この規程は令和５年４月１日から施行とする。
○この規程は令和６年４月１日から施行とする。
○この規程は令和８年３月１日から施行とする。
○この規程は令和８年５月１日から施行とする。